

事務連絡
令和4年9月12日

各 障害福祉関係団体 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

障害者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者施設等の従事者等に対する検査については、「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査体制及び効果的な換気の徹底について」（令和4年7月15日付け事務連絡）等により、集中的検査の実施への御協力をお願いしているところです。

今般、「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が都道府県等に発出され、すべての都道府県等において集中的実施計画を策定した上で、入所系の障害者施設等及び通所系・訪問系の障害福祉サービス事業所については、必ず対象とするよう要請されたところです。

貴団体におかれましては、別添の内容について御了知いただくとともに、都道府県等が策定する集中的実施計画に基づく集中的検査の積極的な受検について、御協力をいただきますよう、会員各位に対し御周知いただきますようお願い申し上げます。

【別添】

「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」（令和4年9月9日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）